

令和2年7月17日

文化財保存活用地域計画の認定について

文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和2年7月17日（金）に開催された同審議会文化財分科会において、7市の文化財保存活用地域計画を認定することを文化庁長官に答申しました。これを受け、同日文化庁長官は同7市の文化財保存活用地域計画を認定しました。

- 令和2年7月17日に答申・認定した文化財保存活用地域計画
 - ・ 常陸大宮市（茨城県）
 - ・ 下野市（栃木県）
 - ・ 小浜市（福井県）
 - ・ 岐阜市（岐阜県）
 - ・ 草津市（滋賀県）
 - ・ 甲賀市（滋賀県）
 - ・ 津山市（岡山県）

< 担当 >

【文化財保存活用地域計画制度についての問合せ先】

文化庁 文化資源活用課

課 長

伊藤 史恵（内線2859）

課長補佐

長谷川 智（内線4888）

企画係長

田中 宏明（内線2862）

電話：03 - 5253 - 4111（代表）

03 - 6734 - 2864（直通）

【各文化財保存活用地域計画についての問合せ先】

文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ

事務局長

三木 忠一

グループリーダー

光石 恭典

文化財調査官

岡本 公秀，村上 佳代

電話：075 - 330 - 6738（直通）

常陸大宮市（茨城県）

■人口：39,904人
■面積：348.45km²

歴史文化

- **交わりの地**：初期稲作に適した谷津が発達していること、那珂川と久慈川が最も近づき、ヒトやモノが交わる地であること、また、温暖と寒冷気候の交わる地であることが和紙等の特産品を育てることに繋がった。
- **境の地**：地質学上の西南日本と東北日本の境に近く、様々な鉱物資源が存在し、石器時代からヒトやモノの交流が生まれた。また、歴史地理学的には、戦国時代まで様々な攻防の前線基地であった。
- **長期にわたる佐竹氏と水戸徳川氏の支配**：ブランド力・統治力を備えた両氏にほぼ一貫して支配されており、彼らがもたらした文化や技術、宗教、政策が大きな影響を及ぼした。
- **特産物がもたらした富と文化と地域間の交流**：水戸藩公許の在郷問屋は全て本市域に所在。紙問屋は知識人等との交流も多く地方に様々な文化をもたらし役割を果たした。近代以降は木材や葉タバコといった特産品があり、これらの存在が趣ある町並みの生成を支えた。
- **山岳信仰と二十四輩寺院**：古代に遡るとみられる山岳信仰の聖地西金砂山と鷲子山が東西に位置し、市域に6か寺も集中する二十四輩寺院が存在。

計画名称

常陸大宮市文化財保存活用地域計画

計画期間

令和2年度～令和9年度（8年間）

文化財の概要・特徴

- 国・県・市指定等文化財が計117件、国登録文化財が2件所在。本市の文化財の特徴としては、
- 那珂・久慈川の沿岸の遺跡に広域交流を示す先史時代の遺物が豊富である
 - 鷲子山・西金砂山の山岳信仰圏と二十四輩寺院に比較的古い文化財がまとまって存在する
 - 御前山・緒川・美和地域の文化財に、隣接する地域との交流の痕跡が濃厚である
 - 組立式農村舞台や六字様など、県内では当市のみ分布する文化財がある
- こと等が挙げられる。

社会的状況

東京中心部への移動時間がJRや直通バスで2時間前後と比較的便利で自然豊かな環境。一方、人口及びかつて基幹産業であった農業・林業（第1次産業）就業者数は激減している。

推進体制

常陸大宮市

教育委員会 文化スポーツ課・学校教育課・生涯学習課、政策審議室 企画政策課、地域創生部 地域創生課、市民生活部 市民協働課、産業観光部 農林振興課・商工観光課、秘書広聴課、支所・建設部・消防本部ほか

行政設置の関係機関・公的機関

市文化財保護審議会・文化財保存活用地域計画協議会・泉坂下遺跡保存活用整備委員会・市史編さん委員会専門部会・文化財保護指導委員（設置予定）、茨城大学、茨城県立歴史館 ほか

茨城県教育庁総務企画部文化課

文化財レスキュー団体 茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク

その他民間団体・個人

常陸大宮市伝統文化連絡協議会、森と地域の調和を考える会、（一財）茨城建築士ヘリマネ茨城協議会 県北グループ、各地域の郷土史研究団体、泉坂下遺跡をまもる会、消防団、市民、学生 ほか

常陸大宮市文化財保存活用地域計画

文化財の保存活用に関する課題

「さがす・みつける」の課題

- ・人口減少等による個人所有資料の調査困難
- ・現体制での悉皆調査は困難

「あつめる・まもる・みがく」の課題

- ・保存継承を担う人材の不足
- ・被災等に備えた連携体制の不備
- ・収集資料・データの適切な保存及び公開の不足

「しる・しらせる・つかう」の課題

- ・地域資源に関する周知の不足
- ・関連催事への参加者の固定化
- ・説明板等のデザインに統一性がない
- ・伝統的特産品の利活用の減退
- ・地域資源に対する誤った理解の可能性等

総合的な課題

- ・市域を超えて存在する地域資源の調査・保存・活用が困難
- ・様々な活動の拠点となる施設と体制が未整備
- 等

文化財の保存活用に関する基本方針

【目的】市民協働の『郷育』による文化財等地域資源の活用促進と地域プライドの創造

方針1 現行事業の充実と推進

方針2 政策間の連携

方針3 市民の主体性の誘引

郷育 / 市が掲げる、ふるさとの歴史・文化・自然を学び舎とする人づくりの考え方

支援

文化財の保存活用に関する措置（一例）

専門家・市民・行政協働による地域資源の把握と調査研究

市域に埋もれている様々な地域資源を、各分野の専門家や子どもたちを含む市民とともに掘り起こし、調査・研究を進めて新たな知見や価値を知り、保存・活用につなげる。



■ 財源：－

■ 取組主体：郷土史研究団体、市民、市史編さん専門部会、市教委文化財担当課 他

■ 計画期間：R2年～R9年

地域資源の積極的な活用による保存・継承

和紙やメノウ、那珂川の鮭などの伝統的産品を元に、農林振興課等他部署の事業を活用して現代の生活スタイルや嗜好に合った製品開発を行い、需要拡大を図ることで、伝統技術や漁法の保存継承を進める。



■ 財源：－

■ 取組主体：伝統産業従事者、市産業観光部、市民、市教委文化財担当課 他

■ 計画期間：R2年～R9年

地域文化財を守るしくみづくり

文化財保護指導委員の設置や文化財所有者連絡協議会結成による計画的な文化財修理の実施及び消防組織、警察、地域住民、文化財レスキュー団体との連携を強化し、地域の文化財を地域で守る仕組みを作る。



■ 財源：－

■ 取組主体：市教委文化財担当課、市消防本部、消防団、警察、市民、茨城史料ネット 他

■ 計画期間：R2年～R5年

下野市（栃木県）

■人口：60,216人
■面積：74.59km²

歴史文化

- ・ **重要遺産（史跡）が集積する古代文化**：本市は東国における飛鳥時代の変遷を表す首長墓や古代寺院などの遺跡が集中する歴史文化を持ち、「東の飛鳥」と称することもできる地域である。
- ・ **有力豪族の勢力圏の狭間で展開した中世社会**：小山と宇都宮を結ぶ交通拠点として、有力豪族の勢力圏の狭間で支配が激動する中、多くの城館や供養塔が造られた。
- ・ **近世・近代の経済発展を支えた干瓢と結城紬**：特産品である干瓢と結城紬は江戸時代に生産が始まり、近代以降の本市の経済を支えただけでなく、民間信仰や地域交流に大きな影響を与えた。
- ・ **交流と祈りのかたち「講」と「祭り」**：民間信仰を背景に近世以降、「講」や「祭り」が各地で盛大に実施。現代に残る民俗文芸能として継承。
- ・ **古代から続く人と道のつながり（下野市の歴史文化を貫く要素 交通とネットワーク）**：東山道、うしみち（奥大道）や日光街道など、「交通」は、古代から現在に至るまで下野市の歴史文化を貫く要素。古代以来の文化圏を形成。

計画名称

下野市文化財保存活用地域計画

計画期間

令和2年度～令和7年度（6年間）

文化財の概要・特徴

国・県・市指定文化財が計107件所在。
県内で一番面積の小さい市であるにもかかわらず、埋蔵文化財包蔵地の面積比率が高いことが大きな特徴であり、発掘調査・試掘調査が昭和40年代以降100か所以上にわたって行われてきた。

そのため、遺跡や出土遺物等、埋蔵文化財関係の指定文化財が多い。また、自然災害・戦災による被害も少なかったことから、主に江戸時代の歴史資料や彫刻、絵画等の有形文化財も多い。一方、民俗文化財や無形文化財、近代以降の有形文化財（建造物）はほとんど指定や登録がされておらず、保存・活用が図られていない。

社会的状況

国道4号、新4号国道、JR宇都宮線等の首都圏を結ぶ大動脈が南北に通じ交通の利便性が高さが注目され、30代の転入が多くなっているが、今後、老年人口の増加、生産年齢人口の減少が予想されており、少子高齢化が進むと考えられている。

推進体制

下野市

文化財課、商工観光課、農政課、都市計画課、生涯学習文化課、学校教育課、石橋地区消防組合

関係機関

しもつけ風土記の丘資料館、下野薬師寺歴史館

栃木県

栃木県教育委員会事務局文化財課、栃木県埋蔵文化財センター、栃木県立博物館、下野警察署

その他民間団体等

一般社団法人下野市観光協会、株式会社道の駅しもつけ、下野市石橋地区都市農村交流施設ゆうがおパーク、独立行政法人国立高等専門学校機構 小山工業高等専門学校

下野市文化財保存活用地域計画

文化財の保存活用に関する課題

調査・保存・継承に関する課題

- ・指定・未指定にかかわらず文化財のデータベースが十分ではない。
- ・文化財類型によって指定件数や調査研究に偏りがあり、調査研究が十分ではない。
- ・未指定となっている歴史的建造物に関する支援が必要。
- ・伝統行事等の担い手や後継者が不足している。等

活用に関する課題

- ・文化財を市内外に魅力発信する施設が十分に整備されていない。
- ・文化財と周辺環境を一体的にとらえた活用方法の検討 等

周辺環境に関する課題

- ・歴史と調和した景観の形成に関する市の方針が示されていない。
- ・情報発信施設等から文化財に誘導するような仕組みが十分でない。等

文化財の保存活用に関する方針

【基本方針1】文化財の保存と継承

貴重な文化財を顕在化し地域資源として総合的に活用していけるよう文化財を保存し継承するための施策を進める。

【基本方針2】多様で豊富な文化財の顕在化

本市の民俗文化財や近現代の文化財の中には「文化財」として認識されていないものが存在する。これらの文化財を顕在化するために、各種調査や市内外に向けての発信力の強化を図る。

【基本方針3】文化財の総合的な活用

多様な歴史と文化を文化財としてのみならず、地域資源として観光や景観づくりなどとも連携しながら総合的に活用していくための取組や仕組みづくりを行う。

文化財の保存活用に関する措置（一例）

干瓢生産道具保存活用事業

干瓢の生産道具の調査を行い、国の登録有形民俗文化財への登録を目指すとともに、干瓢剥き等の体験事業を実施する。



- 財源:市・県費
- 取組主体:下野市
- 計画期間: H30年～R10年

歴史文化発信事業

歴史的風致維持向上計画で設定した市の歴史的風致等を紹介するパンフレットを作成するほか、これまでに作成した下野薬師寺跡やしもつけ古墳群、日光街道関連文化財のVR等を活用し、歴史的風致形成建造物等の復元等を行い公開し、児童・生徒や来訪者に対し市の歴史的風致の魅力の発信を行う。



- 財源:市費
- 取組主体:下野市
- 計画期間: H31年～R10年

情報案内・説明板設置事業

市内の説明板や案内板については、旧町時代に設置したものが多く、設置した部署により表示内容やデザイン等の違いがあり統一感に欠けるため、今後、策定予定の景観計画に基づき統一した表示内容やデザイン、多言語化への対応等を検討し設置する。



- 財源:市費
- 取組主体:下野市
- 計画期間: R2年～R10年

小浜市（福井県）

■ 人口：28,672人
■ 面積：233.11km²

歴史文化

- **豊かな自然環境**に包まれ、この**自然風土と不可分な精神性**が有形・無形の文化財を生み出し、また、守り伝えてきている。
 - 古代から「^{みけつくに}御食国」として皇室・朝廷との食の関わりが強く、お水送りや鯖街道など、**時代を超えた食文化の交流**を育んできている。
 - 近世までの日本を代表する港湾都市であり、**大陸と畿内との交流を結ぶ主要な文化の道**であったことで多彩で多様な文化財群が生み出されている。
 - 法定文化財の枠にとらわれない、自然景観・食文化・人物・伝統産業・伝統行事などのより暮らしに**密着した地域遺産**が潜在している。
- 等

文化財の概要・特徴

国・県・市指定等文化財が計247件、国登録文化財が17件所在。特に国・県指定の割合が高い。様々な類別の文化財が所在していると同時に、歴史的多層性も顕著で、歴史の切れ目なくどの時代においても国内有数の貴重な文化財が所在。

社会的状況

福井県の嶺南地域に位置し、近代以前の若狭国の中心地であった。少子高齢化は進んでいるが、観光入れ込み客数は伸びてる。海岸、平野、山地があり、高低差に富んだ豊かな自然景観が形成されている。

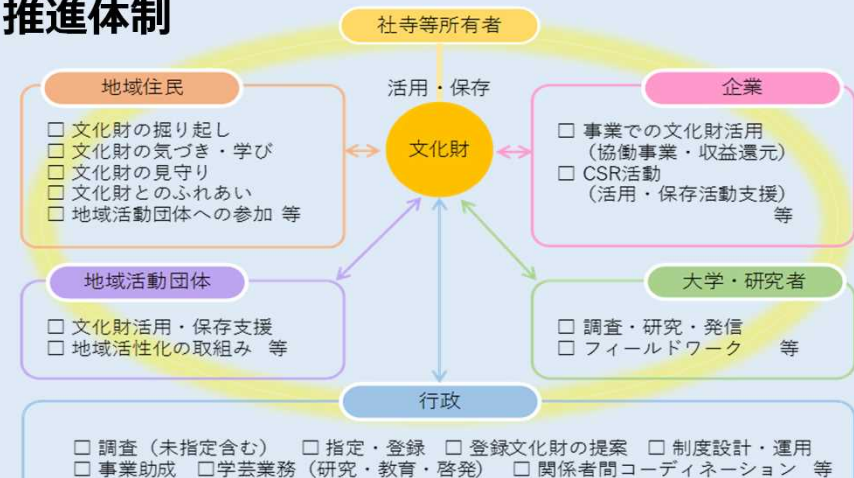
計画名称

小浜市文化財保存活用地域計画

計画期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

推進体制



小浜市文化財保存活用地域計画

文化財の保存活用に関する課題

1. 保存に対する課題

- 地域住民が誇りをもって文化財を守り育てていく条件整備
- 洪水危険地帯への文化財の集積や木造密集市街地の形成等による防災上の課題
- 文化財の保存・維持のための資金調達

2. 活用に関する課題

- 文化財を身近にしていけるための情報公開
- 地域資源同士を連携づけた活用方策の検討
- 歴史的交流を活かした国内外との交流促進

等

等

文化財の保存活用に関する基本方針

【基本理念】

みけつくに

御食国若狭の継承・そして発展

- (1) 自然とともに生き続ける文化と景観の継承・発展
- (2) 海と都を結ぶ文化の交流の継承・発展
- (3) 食と民俗を育んだまち・むらの継承発展

【基本方針】

情報収集・調査・文化財指定を基礎として

「文化財を守る」

「文化財を活かす」

「文化財を知る・見つける」の好循環を形成

文化財の保存活用に関する措置（一例）

桐油・漆技術活用機会の拡大

江戸時代の特産品であった桐油の生産や若狭塗の漆技術の継承・活用促進などを通じて林業育成・伝統工業の育成を図り、文化財資材の供給多角化を進め、他の住民団体と一体となって事業展開を図り、地域の文化財は地域で守る体制作りを進める。



- 財源: 地方創生推進交付金等
- 取組主体: 小浜市、各団体
- 計画期間: R2年度～R11年度

小浜の伝統食総合調査事業

地域に残る伝統的な食文化を継承するため、住民と協働で新たな食文化の掘り起こしと、記録保存に取り組む。また、次世代へつなげるために地域の子供たち伝統的食文化を体験する機会を設ける。



- 財源: 一
- 取組主体: 小浜市、住民
- 計画期間: R2年度～R11年度

みけつくに

御食国アカデミー事業

御食国若狭おばまの歴史・文化を守り伝えるための総合プラットフォーム事業。御食国若狭おばま食文化館や文化財を中心に「来て、学んで、食べて、繋ぐ。」をスローガンに、地域住民や事業者一体となって新しい食文化コンテンツ開発、食文化体験と学び、ツーリズムの開発等、食育・食文化・歴史文化の発信に取り組む。



- 財源: 国費、地方創生推進交付金等
- 取組主体: 小浜市、住民
- 計画期間: R2年度～R11年度

岐阜市（岐阜県）

■人口：408,109人
■面積：203.6km²

歴史文化

岐阜を舞台とした戦国時代のドラマ：戦国時代は岐阜市の礎が築かれ、日本史上重要な舞台となった時代である。土岐氏や斎藤道三による先進的なまちづくり、織田信長の天下統一とおもてなし、織田秀信から始まる新時代の都市経営や関ヶ原の戦いなど、岐阜は全国に大きな影響を与えた。

自然と人々の営みが育んだ岐阜の歴史文化：岐阜市の人々は豊かな自然の恵みを享受し、また水害と戦いながら生活を営んできた。また、交通の要衝であり、その交通網を通じて和紙や竹の文化が発達した。岐阜市の歴史文化は、多様な地勢と戦国城下町の出来事が相互に影響を与えながら形成されたといえる。

文化財の概要・特徴

国・県・市指定文化財は262件、国登録文化財は16件となっている。時代別にみると、中世から戦国時代の文化財が約6割を占める。類型別にみると、有形文化財が全体の71%であり、そのうち仏像、仏画が多くを占めている。

社会的状況

本市は、昭和50年以降は、アパレル産業の撤退、拠点施設の郊外移転による中心市街地の人口減少を周辺部での新規住宅地開発等による人口増加が相殺し、40万人台でほぼ横ばいになっているが、令和2年度以降所徐々に減少していく予想。現在は、郊外への拠点施設の移転や住宅地の開発等による中心市街地の人口減少が課題。一方、重要な観光地点は市街地に集中。

計画名称

岐阜市文化財保存活用地域計画

計画期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

推進体制

岐阜市役所	・ぎふ魅力づくり推進政策課	・文化財保護課
	・岐阜市歴史博物館	・観光コンベンション課
	・鶺鴒観覧船事務所	・文化芸術課
	・学校指導課	・産業振興・企業誘致課
	・歴史まちづくり課	・公園整備課
	・交通政策課	・広報広聴課
市外郭団体等	・市民活動交流センター	
	・（公財）岐阜市教育文化振興事業団 埋蔵文化財調査事務所	・（公財）岐阜観光コンベンション協会
審議会等	・（一財）岐阜市にぎわいまち公社	・岐阜市長良川鶺鴒伝承館（うかいミュージアム）
	・岐阜市文化財審議会	・史跡岐阜城跡整備委員会
	・岐阜市長良川鶺鴒習俗総合調査委員会	・岐阜市長良川鶺鴒習俗総合調査専門委員会
	・岐阜市長良川流域の文化的景観検討委員会	・岐阜大仏保存整備懇談会
	・岐阜市歴史的風致維持向上協議会	
実行委員会等	・日本遺産「信長公のおもてなし」岐阜市推進協議会	・岐阜市の文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会
	・「長良川の鶺鴒漁の技術」保存活用協議会	・岐阜市まちなか博士認定委員会

岐阜市文化財保存活用地域計画

文化財の保存活用に関する課題

調査研究：中核となる岐阜城跡、鶺鴒、文化的景観の調査研究を継続的に行う必要 等
保存：指定等文化財の所在や現状、管理方法についてより適切に把握する必要 等
市民との協働：地域のコミュニティでの保存・活用の意識を高めることが重要 等

価値の共有：歴史遺産の概要や価値を伝える媒体が不足 等
活用：誘導サイン、トイレ等見学に必要な設備が不足 等



文化財の保存活用に関する基本方針

【方針1】継続的な調査・研究

歴史遺産について、理解を深め価値を明らかにし、適切に把握するため、継続的に調査研究に取り組む

【方針2】価値の共有

ぎふ歴史遺産の価値やストーリーを幅広い世代の市民が知り、興味や関心をもって学び続けるため、わかりやすい発信と共有に取り組む

【方針3】適切な保存

有形・無形の歴史遺産を未来へ継承していくため、史跡の保存や防災対策に取り組むとともに、祭りをはじめとする歴史遺産に関わる技術を継承する担い手の育成に取り組む

【方針4】市民と共に育む

歴史遺産に関する活動を発展させ、また歴史遺産に関心を抱く住民や市民の裾野を広げるため、地域住民や団体と協力しながら歴史遺産を活かした活動等を行うとともに、持続的に活動の支援に取り組む

【方針5】魅力を伝えるための活用

観光客が歴史遺産の魅力を感じられるよう必要な環境整備に取り組むとともに、関係主体との連携によりPRに取り組む

文化財の保存活用に関する措置（一例）



史跡岐阜城跡保存・活用事業

岐阜を舞台とした戦国時代のドラマの中核となる城であり、また信仰と神話を育んだ金華山に築かれた国史跡岐阜城跡について、今後改訂する保存活用計画、整備基本計画に基づき、発掘調査等による全容解明や史跡整備に取り組む。また、リーフレット配布やシンポジウム等のソフト事業を通じて情報発信を行うほか、調査そのものを観光資源としてPRしていく。



- 財源:市費、国庫補助
- 取組主体:市、教育機関、民間企業、市民団体
- 計画期間: R2年～R11年

長良川鶺鴒文化保存・活用事業

長良川で継承されてきた原始漁法であり、戦国時代以降にはおもてなしにも利用され、遊宴文化をはぐくんできた長良川の鶺鴒について、今後作成する保存活用計画に基づき、多角的な総合調査により価値を明らかにするとともに、魅力発信、保存・継承に取り組み未来へと確実に繋いでいく。



- 財源:市費、県費、国庫補助
- 取組主体:市、教育機関、民間企業、市民団体
- 計画期間: R2年～R11年

長良川中流域における岐阜の文化的景観保存・活用事業

長良川や金華山、人々の営みにより形成された城下町の街並み等で構成される「長良川中流域における岐阜の文化的景観」は戦国時代のドラマをはじめとした「ぎふ歴史遺産」ストーリーすべての根幹をなす文化財である。

文化的景観の整備計画に基づき、調査・研究やパンフレットの配布、フォーラムの開催による価値の共有のほか、必要な整備に取り組み、景観の向上と継承を推進する。



- 財源:国庫補助
- 取組主体:市、教育機関、民間企業、市民団体
- 計画期間: R2年～R11年

草津市文化財保存活用地域計画

文化財の保存活用に関する課題

歴史資産の保存・継承と支援

- ・歴史資産の担い手不足に対する支援が必要 等

歴史文化の価値・魅力・情報発信の推進

- ・歴史文化に親しむ機会の不足 等

歴史文化のまちづくりへの活用

- ・地元住民・関係団体との協働が不十分 等

文化財の防犯・防災体制の検討

- ・防災・防犯対策の充実化 等

歴史文化の公開・活用機会の創出

- ・ワークショップ等の充実化 等

文化財の保存活用に関する基本方針

【基本理念】

1. 草津市に受け継がれてきた歴史文化を後世に守り伝えます。
2. 草津市の歴史文化を活用し、草津らしいまちづくりを推進します。
3. 市民と行政と学識経験者が協働し、地域の活性化および魅力の再認識を図ります。

【基本方針】

- (1) 周辺環境を含めた総合的な保存・活用：歴史資産・歴史文化を守り、人・地域・未来を**繋ぎます**。
- (2) 歴史文化を継承するための情報共有の推進：草津との出会いを生み出すために、様々な情報を**広く伝えます**。
- (3) 地域との連携の強化：歴史文化を活かして「草津らしい」まちを**創ります**。
- (4) 歴史文化の保存・活用のための体制作り：歴史文化の特徴を踏まえて、地域活性化に**活かします**。
- (5) 防犯・防災を地域で担う体制づくり：市民と行政が協力して、天災・人災から地域の歴史資産を**守ります**。

文化財の保存活用に関する措置（一例）

取組主体について：「 」主体的に事業に取組む、「○」事業に協力する、「 」協力体制を整えておく

未指定文化財調査の実施

昭和51年から継続して実施している調査事業であり、市域に残る未指定文化財の現状や歴史性について調査を行い適切な保存に繋がります。



- 財源：—
- 取組主体：「 」行政、「○」市民、「 」関連団体、所有者
- 計画期間：～R11年

史跡草津宿本陣の活用事業の実施

史跡草津宿本陣の空間を活用した伝統芸能の講演会や落語会を通じて、市民が伝統文化に触れる機会を創出します。また、市民参加型のイベント等を開催します。



- 財源：—
- 取組主体：「 」行政、「○」関連団体、所有者、市民
- 計画期間：～R11年

歴史文化周遊ルートของ考案

市の魅力を知り、観光客の誘致や市民の健康促進に活用できる歴史文化周遊ルートを他部局と一緒に考案します。



- 財源：—
- 取組主体：「 」行政、「○」関連団体、所有者、市民
- 計画期間：R2年～R4年

甲賀市（滋賀県）

■ 人口：90,510人
■ 面積：481.62km²

歴史文化

- 古代以来の交通の要衝として、ヒト・モノ・文化が行き交っていた。
- 中世に活躍した甲賀武士が地域の基礎を作り、後世に大きな足跡を残している。
- 豊かな山林資源を活かして、杣木挽・大工・焼物など様々な技術体系が発展した。
- 神仏習合状況の中、神社・寺院、そして修験が混じり合った宗教文化が形成された。

文化財の概要・特徴

国・県・市指定文化財は256件、国登録文化財は19件。美術工芸品の中でも仏像彫刻が格段に多く、本市が平安彫刻の宝庫とされるのは、天台宗の浸透と国や中央の寺社・貴族による杣や荘園の開発によるものと考えられる。また、市内の埋蔵文化財包蔵地は589件指定。指定・未指定ともに、データベースが作成されている。

社会的状況

少子化・高齢化の進行は顕著で、これまで守り伝えてきた文化財や祭礼行事・年中行事の継承についてその担い手の不足や高齢化が課題。

一方、観光入れ込客数は平成28年より300万人を超えているが、ほとんどが日帰り。

交通では、鉄道の利便性は高いとは言えないが、市内は3つのICがあるなど広域交通の要衝。

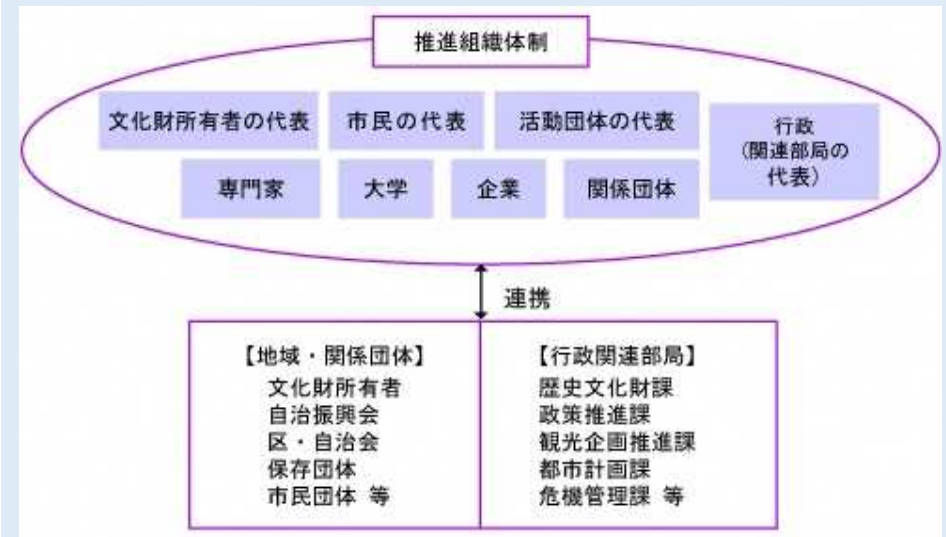
計画名称

甲賀市文化財保存活用地域計画

計画期間

令和2年度～令和10年度（9年間）

推進体制



甲賀市文化財保存活用地域計画

文化財の保存活用に関する課題

- 保存 : 未指定の調査分野に偏りがある、活用を視野に入れた一体的な保存・整備、文化財の防災・防犯対策の強化、地域全体の保存・継承のための取組 等
- 活用 : 歴史的風土を活かした文化財の総合的な活用、観光や産業など多分野間での連携 等
- 推進体制 : 文化財の保存・活用に向けた地域と行政の役割分担 等

文化財の保存活用に関する基本方針



【方針1】先人の遺した文化財を次世代に継承する ー知る・守る・伝えるー

保存・継承活動を、文化財を「知る」ことから始め、続いて知った文化財を「守る」活動、そして次世代へ「伝える」活動へとつなげていく。最終的にはこれら3つの活動を相互に連携させ、総合的に取り組む。

【方針2】地域の歴史文化をまちづくりに活かす ーみがく・活かすー

文化財をソフト・ハード両面のまちづくりに活用する。文化財保護行政の枠をこえて、広く政策横断的に文化財の活用に取り組むとともに、行政と地域の役割分担については、多様な枠組みを設定する。

【方針3】地域の活動を重視し、行政との連携を図る ーつなぐ・結ぶー

保存・活用の主体及び体制は、これまで以上に地域を重視し、地域と行政の2主体の協働体制を築いていく。地域コミュニティを文化財の保存・活用活動の「基点」とする。

文化財の保存活用に関する措置（一例）



地域文化財調査事業

市内各地の石造物や天然記念物、民家や文化的景観など未指定文化財の調査を実施する。この取り組みを地域主体の文化財の掘り起こしと継承の担い手づくりへとつなげる。



東海道土山宿の町並み

- 財源:国費、市費等
- 取組主体:地域、市民団体、行政等
- 計画期間: R2年度～R10年度

観光まちづくり連携事業

多分野間の連携による文化財などを活用したイベントの開催、歴史的風土を活かした特産品開発などに取り組む。また、日本遺産や東海道などで連携する自治体との広域的な取り組みを推進する。



忍者イメージ

- 財源:国費、市費等
- 取組主体:行政、市民団体、関係団体等
- 計画期間: R5年度～R10年度

自治振興会活動支援事業

地域マネージャー（集落支援員）などの協力を得て、各自治振興会等が地域の文化財の継承・活用に向けた自主的な活動が行えるよう支援を行う。

地域との協働による
史跡活用事業



- 財源:国費、市費等
- 取組主体:地域
- 計画期間: R2年度～R10年度

歴史文化

- **自然とともに生きる**：津山盆地南側の神南備山付近では「津山石」が採られ、津山城の石垣や城下町建設でも用いられた。また、那岐山南麓一帯に起こる広戸風（強い局地風）をしのぐため、宅地に防風林を配している家が多く見られ、独特な景観を形成している。他にも、四季を通じた農作業は祭りなどの農村独特の文化を形成している。
- **歴史と文化の交差点**：吉井川での高瀬舟を用いた河川交通や出雲街道などは人や物を運ぶだけでなく、茶の湯や和菓子などの文化を伝播する役割も果たしていた。
- **江戸の面影を残す津山城下町**：城下町は戦災などの被害を免れたため、今でも城下町の都市構造や歴史遺産が多く残る。このようなまちを舞台に、人々のくらしの中に津山だんじり、寺院群、出雲街道周辺をはじめとする伝統を伝える多様な文化、伝統産業等の技術が伝えられてきた。

等

計画名称

津山市文化財保存活用地域計画

計画期間

令和2年度～令和7年度（6年間）

文化財の概要・特徴

国・県・市指定等文化財が計206件、国登録文化財が12件所在。様々な類型の文化財があるが、中でも古墳、城跡等の史跡、社寺建築などの数が特に多い。

社会的状況

社会動態を見ると、転出が転入を上回る社会減が続いており、自然減とともに人口減少が今後加速化していくことが懸念される。今後、文化財を保存・継承していくにあたり、世代を超えた保存・継承についても、次の時代の担い手がいっそう不足することが懸念される。

交通では、古くから吉井川の船運による交通の拠点であり現在も、中国自動車道やJR津山線などの主要交通路があり交通の要衝にもなっている。

推進体制

津山市

産業文化部（文化課・歴史まちづくり推進室等）

企画財政部

総務部

環境福祉部

都市建設部

地域振興部

教育委員会

津山市文化財保護審議会

津山市文化財保存活用地域計画

文化財の保存活用に関する課題

- | | | |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 1. 総合的な調査 | 7. 学校や地域社会に対する積極的な働きかけ | 12. 行政・所有者・地域住民の役割の明確化 |
| 2. 価値付け・認識 | 8. 外国からの来訪者への対応 | 13. 所有者・地域住民の自立的な組織づくり |
| 3. 未指定文化財への対応 | 9. 新たな公開、活用事業の検討 | 14. 文化財の保存・活用を担う人材の確保 |
| 4. 防災・防犯への取組 | 10. 誰もが文化財に親しむことができる環境整備 | 15. 金銭面で保存・活用できない文化財に対する制度の整備 |
| 5. 災害発生時の対応マニュアルの整備 | 11. 文化財担当者によるユニークベニュー等の新たな文化財の活用の提案 | |
| 6. 魅力を発信できる人材を育てる取組 | | |

文化財の保存活用に関する基本方針

【基本方針】

- (1) **文化財の調査研究**：文化財の調査が不十分な分野、地域において必要な調査を実施 等
- (2) **文化財の保存**：地域で文化財を見守る人材を養成し活動の支援を行うことで、文化財に関わる人材のすそ野を広げる、災害対応に関して効果的な初動対応を検討 等
- (3) **文化財の活用**：学校教育との連携や観光客誘致のための多言語対応、ガイド育成、ユニークベニュー事業の検討 等
- (4) **住民や民間団体等と協働**：文化財保存活用支援団体の認定の検討 等
- (5) **資金面での対応**：民間資金の導入や津山市の補助要項の改正等の検討 等

文化財の保存活用に関する措置（一例）

災害発生時の対応マニュアルの整備

市内全域における文化財防災マニュアル・文化財防災ハザードマップを作成し、災害発生時の対応方針を定める。あわせて複数言語でのマニュアルも作成する。マニュアル作成に当たっては、災害の規模による対応体制とネットワークの構築、役割分担を明確にする。



住民参加による防災計画ワークショップ

- 財源：一
- 取組主体：行政
- 計画期間：R2年度～R5年度

文化財活用のための市場調査

津山市内に所在する文化財で観光面で集客が見込めるものの市場調査により、文化財を活かした事業推進のためのデータを収集、分析を行い、文化財の磨き上げに活用する。



市場調査によりコンセッション方式を採用した
荻田家付属町家群

- 財源：市費
- 取組主体：行政
- 計画期間：R4年度～R5年度

津山市指定文化財及び歴史的風致形成建造物保存事業等補助金交付要綱の改正

補助対象を未指定文化財に広げること等の検討を行い、必要な改正を行う。



立石家住宅（未指定）の活用に向けた
修理スキームの検討

- 財源：一
- 取組主体：行政
- 計画期間：R2年度～R3年度

改正文化財保護法による文化財保存活用地域計画の認定について

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

地域における文化財の総合的な保存・活用



国の認定を受けた文化財保存活用地域計画（令和2年7月17日現在 計16市町村 本日認定されたものは下線）

北海道札幌市、茨城県牛久市、茨城県常陸大宮市、栃木県下野市、福井県小浜市、山梨県富士吉田市、長野県松本市、岐阜県岐阜市、滋賀県草津市、滋賀県甲賀市、大阪府河内長野市、兵庫県神戸市、奈良県王寺町、島根県益田市、岡山県津山市、長崎県平戸市